

事 務 連 絡
平成 31 年 4 月 26 日

施術機関 各位

神奈川県国民健康保険団体連合会

元号の変更に伴う柔道整復施術療養費支給申請書の請求の取扱いについて

平素は本会の事業運営につきましては、日ごろ格別のご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、元号の変更について、平成 31 年 4 月 1 日に新元号を「令和」に改める法令が公布され、5 月 1 日施行と定められたところです。

これに伴い、柔道整復施術療養費支給申請書等の請求について、下記のとおり取扱うこととしますので、お知らせいたします。

記

1 柔道整復支給申請書の請求に係る事項

柔道整復施術療養費請求書及び柔道整復施術療養費支給申請書において、旧元号による記載がされている場合であっても、当分の間、新元号に読み替えて取扱うこととします。

事務担当
神奈川県国民健康保険団体連合会
審査部審査第四課 柔整係
TEL 045-329-3430